

## 医療機関用（協定締結機関用）

### 子育て支援課での医療費助成事業について

#### 1 事業の概要

春日部市子育て支援課の医療費助成制度には、「こども医療費助成制度」と「ひとり親家庭等医療費助成制度」があります。

両制度の概要は以下のとおりです。

	こども医療費	ひとり親家庭等医療費
助成対象	中学生までの児童	ひとり親家庭等（母子家庭・父子家庭・養育者家庭など）の、母・父・養育者とその養育する児童
助成期間	対象となる児童が15歳となつてから最初に迎える3月31日まで	対象となる児童が18歳となつてから最初に迎える3月31日まで 対象となる児童に規則で定める障がいがある場合は、対象となる児童が20歳になる前日まで
助成金額	保険制度を利用して医療機関等を受診した際の一部負担金（総医療費の2割または3割分）から、健康保険組合より支給される高額療養費及び附加給付金を引いた金額  ※ひとり親家庭等医療費で、平成29年12月診療分までのものについては、上記の金額より入院は1,200円/日、通院は1,000円/月（同一機関）を引いて助成します（住民税非課税者を除きます）。	
現物給付の実施	<u>平成29年10月診療分</u> から	<u>平成30年1月診療分</u> から

※外国人の場合、在留資格の終了日が各助成制度の有効期限になります。

#### 2 助成方法

##### 2-1 窓口での支払いの有無

ひと月で同一レセプトの一部負担金が

21,000円未満 ⇒ 窓口払いなし（現物給付）

21,000円以上 ⇒ 窓口払いあり（申請委任払い、または領収書を市の窓口へ提出）

## 2-2 「21,000円」について

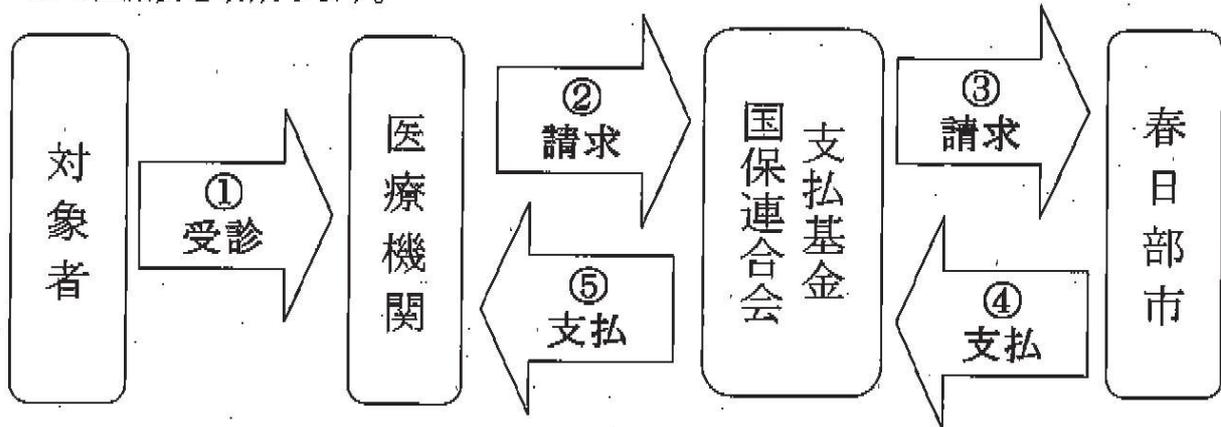
保険診療分の一部負担金が21,000円以上となる場合、健康保険組合から高額療養費等が支給される可能性があります。

この高額療養費等とこども医療費及びひとり親家庭等医療費とで支給が重複するのを防ぐため、現物給付は一部負担金21,000円未満までとしています。

同月内に同一レセプトで複数回診療を受け、一部負担金が21,000円を超えた場合は、超えた時点でその月において現物給付とした分も含めて一部負担金を徴収してください。

### 3 医療費の請求

春日部市と窓口払い廃止の協定を締結し、現物給付を実施している場合、以下の流れで医療費を助成します。



- ① 対象者は、受診の際に受給者証と保険証を提示しますので、受給者番号と、受給者証の有効期間内の受診であることを確認してください。

受給者証はこども医療費がピンク色、ひとり親家庭等医療費が薄いピンク色です。

- ② 医療機関から、公費併用レセプトで診療月の翌月10日までに支払基金及び国保連合会に請求してください。
- ③ 支払基金及び国保連合会では、公費併用レセプトの内容を審査の上、医療費を春日部市に請求します。
- ④ 春日部市では、支払基金及び国保連合会からの請求を受けて、支払基金及び国保連合会へ医療費を支払います。
- ⑤ 支払基金及び国保連合会では、春日部市から支払いを受けて、医療機関にこども医療費を支払います。

#### 【受給資格を確認できない場合】

受診の際に、受給者証を忘れた等で受給資格を確認できない場合は、窓口で医療費を徴収してください。なお、お手数でなければ、子育て支援課にお問い合わせいただくことで、受給資格を確認し受給者番号をお伝えすることも可能です。

また、窓口で徴収した分の医療費については、一般レセプトで請求してください。

(同月内に複数回受診した患者で現物給付と窓口払いの両方があった場合は、現物給付分は公費併用レセプトで、窓口払い分は一般レセプトで請求してください)

### 4 他の公費負担制度等との関係について

#### 4-1 こども医療費とひとり親家庭等医療費の関係

受診者がこども医療費とひとり親家庭等医療費の両方の受給者証をお持ちの場合は、平成29年12月診療分まではこども医療費を、平成30年1月診療分からはひとり親家庭等医療費を優先して適用します。

#### 4-2 他の法令に基づく公費負担医療制度との関係

受診者が他の法令に基づく公費負担医療制度を利用している場合、その制度を先に適用します。

その上で発生した自己負担金が、こども医療費及びひとり親家庭等医療費の助成対象になります。

#### 【他の法令に基づき給付される可能性のある医療費】

- ・公費負担医療制度による給付

(例) 育成医療、小児慢性特定疾患、生活保護の医療扶助など

- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法によるこどもの災害共済給付
- ・学校保健法による医療費助成

#### 4-3 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度との関係

保育園・幼稚園・学校の管理下でケガ等をし、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度(以下「スポーツ保険」)が適用される場合、こども医療費・ひとり親家庭等医療費ともに使用できませんので、必ず窓口で一部負担金を徴収してください。

なお、治癒するまでの一部負担金が1,500円未満の場合など、スポーツ保険が適用されない場合は、市役所子育て支援課まで問い合わせいただけるよう、保護者の方にお伝えください。

## 5 その他

- 月の途中で加入している健康保険が変わった場合は、受診者及び子どもの保護者に、市役所子育て支援課で保険変更の手続きをするようお伝えください。
- 受給者番号は、子どもの保護者が変わったなどの理由で変更となることがありますので、受診時には必ず確認してください。
- 受給者証を提示せずに、窓口で一部負担金を支払った後、別の日に受給者証を提示してきたために窓口で当該一部負担金を返金する場合は、二重請求を防止するため、領収書を回収した上で返金してください。
- 春日部市以外の市区町村に居住している場合、春日部市の子ども医療費及びひとり親家庭等医療費の対象になりません。診察する際に住所が変更されていることに気が付いた場合は、市役所子育て支援課または庄和総合支所福祉課にて、住所変更または受給資格喪失の手続きを取るようご案内をお願いいたします。